

(様式第2号)

平成23年度第1回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成23年4月21日(木) 9:30 ~ 12:00
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 芝池 義一 委 員 武田 雄三 委 員 大月 一弘 委 員 岩本 洋子 欠席委員 大久保 規子 欠席委員 伊藤 明子 事 務 局 山口部長, 田中課長, 吉田主査, 小栗主事
事 務 局	文書行政課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 異議申立ての案件については, 個人情報を扱うため。
傍聴者数	—

1 第1回審査会の開催

- (1) 災害時等における在宅高齢者・要援護者把握に係る個人情報の提供について
- (2) 平成22年1月27日付け芦都セ第2567号公文書非公開決定処分に係る異議申立て(平成22年3月24日付け)について
- (3) 平成22年1月27日付け芦市保第3985号公文書非公開決定処分に係る異議申立て(平成22年3月24日付け)について
- (4) 平成22年1月27日付け芦総財第630号公文書非公開決定処分に係る異議申立て(平成22年3月24日付け)について
- (5) 平成22年1月27日付け芦保こ第3867号公文書非公開決定処分に係る異議申立て(平成22年3月24日付け)について
- (6) 平成22年12月24日付け芦教美第537号公文書部分公開決定処分に係る異議申立て(平成23年2月3日付け)について

2 提出資料

「資料1 審査に関する項目 等」

「資料2 在宅高齢者・要援護者台帳 等」

「資料3 要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について 等」

「資料4 新聞記事抜粋」

3 審議経過

開会

(1) 災害時等における在宅高齢者・要援護者把握に係る個人情報の提供について

ア 審議事項

高齢者世帯の安否確認や支援が必要な高齢者を把握するため、民生委員に市が所有する65歳以上の氏名、住所、生年月日、性別に関する情報を提供することについて

イ 審議理由

個人情報保護条例第14条は個人情報の外部提供の原則禁止を定めている。本件は、その適用除外規定である同条第2項第6号により、「審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき」に該当し、提供することが可能であるか検討する。

ウ 意見

- ・ 高齢者の年齢さえ分かればいいのであれば、生年月日のうち、「月日」は提供する必要はない。
- ・ なぜ65歳以上とするのか。独居世帯だけに絞るなど、目的を明確化し、対象が明確である情報を提供すべきではないか。
- ・ 対象を絞った場合、その情報が漏洩したときの危険性は高くなる。「独居老人」だけを掲載したリストの利用価値は、65歳以上の高齢者全員が掲載されたリストより高い。
- ・ 65歳以上全員分のデータは量として多いので、絞ったほうがよいかは公益上の必要性を考慮して検討すべきである。
- ・ 誓約書は、市から依頼をして民生委員に了承印をもらう形式に変更したほうがよい。

- (2) 平成22年1月27日付け芦都セ第2567号公文書非公開決定処分に係る異議申立て（平成22年3月24日付け）について
- ア 非公開決定の妥当性について審議を行った。
 - イ 継続審議とした。
- (3) 平成22年1月27日付け芦市保第3985号公文書非公開決定処分に係る異議申立て（平成22年3月24日付け）について
- ア 非公開決定の妥当性について審議を行った。
 - イ 継続審議とした。
- (4) 平成22年1月27日付け芦総財第630号公文書非公開決定処分に係る異議申立て（平成22年3月24日付け）について
- ア 非公開決定の妥当性について審議を行った。
 - イ 継続審議とした。
- (5) 平成22年1月27日付け芦保こ第3867号公文書非公開決定処分に係る異議申立て（平成22年3月24日付け）について
- ア 非公開決定の妥当性について審議を行った。
 - イ 継続審議とした。
- (6) 平成22年12月24日付け芦教美第537号公文書部分公開決定処分に係る異議申立て（平成23年2月3日付け）について
- ア 部分公開決定の妥当性について審議を行った。
 - イ 継続審議とした。

閉会